

■ 日 時

2025年6月21日（土曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

■ 場 所

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティ コンファレンス the AIR

■ 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

目 次

株主の皆様へ	P1
招集ご通知	P3
株主総会参考書類	P4
事業報告	P10
連結計算書類	P33
計算書類	P36
監査報告	P39
事業報告 附属資料	P47

第30期定時株主総会 招集ご通知



株主の皆様へ



株式会社エヌ・シー・エヌ

代表取締役社長

田 鎖 郁 夫

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第30期(2024年4月1日から2025年3月31日)株主総会の招集のご通知をお届けいたします。

当社は創業当初から「日本に安心・安全な木構造を普及させる」「日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる」という目標のもと、事業を推進してまいりました。

第30期では、混沌とした国際情勢の不安感を背景にインフレが継続拡大する中、新築住宅市場は停滞し、厳しい経営環境での事業運営となりました。一方、大規模木造分野では、2025年4月に開催した大阪・関西万博などで示されておりますように木造は世界の建築の潮流となっており、当社の木造設計に対する期待が高まっております。

第31期となる2026年3月期は、2025年4月に法律改正（木造住宅における構造確認審査の開始、省エネルギー計算の義務化）が実施され、当社事業の優位性が向上します。また、本年4月に「SE構法」の大幅な性能向上を実現した新認定（建築評定）を取得いたしました。木造住宅業界の大きな変化を好機として捉え、大きな成長につなげてまいります。

今後も上場企業として、業容拡大とともに皆様から信頼され、社会に貢献できる存在となり、目標を実現させるべく邁進してまいります。また、安心・安全な社会、持続可能な木材を利用した建築の発展に寄与してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社の目標

日本に安心・安全な木構造を普及させる。

日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる。

株主総会インターネットライブ配信について

本株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

本配信は遠方にお住まい等のご事情により当日のご来場が難しい株主様への情報提供を目的としており、本配信を通じた議決権行使や質問はできません。予めご了承ください。2025年6月20日（金）午後6時までに書面（郵送）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

配信日時

2025年6月21日（土）午前10時から株主総会終了時まで

視聴方法

ライブ配信サイトにアクセスいただきますと、認証画面が表示されますので、ID「7057ncnlive」パスワード「20250621」をご入力ください。

ライブ配信サイト

<https://krs.bz/nomura-ir/m/7057ncnks21live2506>

<注意事項>

- ・ライブ配信のご視聴については、会社法上、株主様の本株主総会へのご出席としては扱われないものとなります。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。
- ・株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- ・上記記載のライブ配信サイトのURLを第三者に共有すること、ライブ配信された本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・ご視聴いただくための通信料等は、各株主様のご負担となります。

第30期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ncn-se.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）」に「エヌ・シー・エヌ」又は「コード」に当社証券コード「7057」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討くださいます。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月20日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日	時	2025年6月21日（土曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
場	所	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4F 赤坂インターシティ コンファレンス the AIR （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） ◎株主総会終了後、株主の皆様へ当社グループの事業内容等について一層のご理解を深めていただきたく、同会場におきまして引き続き、懇談会を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようお願い申し上げます。なお、懇談会では、軽食及びお飲物をご用意いたしております。
目 的 事 項	報告事項	1. 第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 第4号議案 会計監査人選任の件
招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）		議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
①「連結注記表」 ②「個別注記表」

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第30期の期末配当をいたしたいと存じます。

● 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**29円**といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は**86,404,079円**となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役杉山恒夫、田鎖郁夫、藤井義久、福田浩史、藤 幸平、松井忠三、内山博文の7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の原案につきましては、指名・報酬諮問委員会に諮問し、答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	た くさり いく お 田 鎖 郁 夫 (1965年10月9日) 	1989年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 1996年12月 当社設立（出向） 1999年 2 月 当社 取締役就任 2004年 2 月 ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE） 取締役就任 2006年 6 月 当社 代表取締役社長執行役員就任（現任） 2009年 4 月 ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE） 専務取締役就任（現任） 2016年 5 月 一般社団法人木のいえ一番興協会 （現一般社団法人木のいえ一協協会） 理事就任（非常勤）（現任） 2016年 6 月 一般社団法人日本CLT協会 理事就任（非常勤）（現任） 2016年 8 月 株式会社一宮リアライズ 取締役就任（現任） 2017年 9 月 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会 代表理事就任（非常勤）（現任）	582,000株
2 再任	ふじ い よし ひさ 藤 井 義 久 (1967年2月18日) 	1992年 4 月 藤木海運株式会社入社 1996年 8 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）名古屋支社入社 1999年 3 月 当社入社 2001年10月 当社 取締役就任 2006年 6 月 当社 常務取締役就任 2009年 6 月 当社 専務取締役就任 2013年 6 月 SE住宅ローンサービス株式会社 取締役就任 2013年 6 月 当社 常務取締役就任 2017年 6 月 当社 専務取締役専務執行役員耐震構法部門長就任 2023年 1 月 N&S開発株式会社 取締役就任（現任） 2024年 6 月 当社 取締役専務執行役員就任（現任）	206,100株
3 再任	ふく た ひろ し 福 田 浩 史 (1974年5月23日) 	1999年 4 月 株式会社熊谷組入社 2002年 6 月 当社入社 2013年 4 月 当社 執行役員営業設計部長就任 2017年 4 月 当社 執行役員特建事業部長就任 2020年 2 月 株式会社木構造デザイン 代表取締役社長就任（現任） 2020年 6 月 当社 取締役執行役員特建事業部長就任 2022年10月 株式会社翠豊 取締役就任（現任） 2024年 6 月 当社 取締役常務執行役員特建事業部長就任（現任）	24,100株

候補者番号	ふりがな 氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	ふじ とう へい 藤 幸 平 (1980年8月16日) 	2005年 4 月 ソフトバンク・ブロードメディア株式会社 （現ソフトバンクグループ株式会社）入社 2005年10月 クラビット株式会社（現ブロードメディア株式会社）転籍 2009年 3 月 ユナイテッドベンチャーズ株式会社入社 2020年 5 月 当社入社 2020年 5 月 株式会社MUJI HOUSE 監査役就任（現任） 2020年 6 月 株式会社MAKE HOUSE 取締役就任（現任） 2020年 6 月 当社 取締役執行役員管理部門長就任 2022年 8 月 株式会社イデーユニバーサル 監査役就任（現任） 2022年10月 株式会社翠豊 監査役就任（現任） 2023年 6 月 株式会社木構造デザイン 監査役就任（現任） 2024年 6 月 当社 取締役執行役員管理本部長就任（現任）	21,800株
5 再任 社外 独立	まつ い ただ みつ 松 井 忠 三 (1949年5月13日) 	1973年 6 月 株式会社西友ストアー（現株式会社西友）入社 1993年 5 月 株式会社良品計画 取締役就任 2001年 1 月 同社 代表取締役社長就任 2008年 2 月 同社 代表取締役会長兼執行役員就任 2009年 5 月 ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE） 代表取締役社長就任 2010年10月 株式会社T&T（現株式会社松井オフィス） 代表取締役社長就任（現任） 2013年 9 月 株式会社アダストリアホールディングス （現株式会社アダストリア） 社外取締役就任 2014年 6 月 株式会社りそなホールディングス 社外取締役就任 2015年 5 月 株式会社ネクステージ 社外取締役就任（現任） 2016年 6 月 当社 社外取締役就任（現任） 2016年11月 株式会社サダマツ（現フェスタリアホールディングス株式会社） 社外取締役就任（現任）	14,100株
6 再任 社外 独立	うち やま ひろ ふみ 内 山 博 文 (1968年11月29日) 	1991年 4 月 株式会社リクルートコスモス入社 1996年 4 月 株式会社都市デザインシステム入社 2001年 7 月 同社 取締役就任 2005年 5 月 株式会社リビタ 代表取締役就任 2013年 6 月 一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 （現一般社団法人リノベーション協議会） 会長就任（現任） 2016年 8 月 u.company株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2016年 8 月 Japan.asset management株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2019年 6 月 当社 社外取締役就任（現任） 2021年 4 月 つくばまちなかデザイン株式会社 代表取締役就任（現任）	9,800株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち、松井忠三氏及び内山博文氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要、社外取締役との責任限定契約等について

(1)社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

松井忠三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり経営者として豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスの強化になると考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、松井忠三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって9年となります。

内山博文氏を社外取締役候補者とした理由は、一般社団法人リノベーション住宅推進協議会（現一般社団法人リノベーション協議会）の会長等としてリノベーション業界における豊富な知識と経験を有しており、客観的視点及び独立性をもって当社の事業発展に向けた経営監視を遂行するに適任であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、内山博文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。

(2)社外取締役との責任限定契約について

当社は、松井忠三氏及び内山博文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、報酬の3カ年分又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松井忠三氏及び内山博文氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

(3)社外取締役の独立役員について

当社は、松井忠三氏及び内山博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松井忠三氏及び内山博文氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き松井忠三氏及び内山博文氏を独立役員とする予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2025年6月に同内容での更新を予定しております。

5. 取締役会出席状況

各取締役の当事業年度に開催された取締役会（14回）の出席回数は、田鎖郁夫氏14回、藤井義久氏14回、福田浩史氏14回、藤幸平氏14回、松井忠三氏14回、内山博文氏14回となっております。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役杉山恒夫氏は、任期満了により退任されます。在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告25頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴
すぎ やま つね お 杉 山 恒 夫	1996年12月 当社設立 代表取締役社長就任 2006年 6 月 当社 代表取締役会長就任 2013年 6 月 当社 取締役会長就任（現任）

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。また、監査役会が應和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、複数の監査法人を対象に、監査役協会規則準拠の当社会計監査人評価・選定基準に照らした審査を実施した結果、同監査法人を新たな会計監査人として選任することにより、当社財務諸表の更なる信頼性の向上が期待できるものと判断したためであります。会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

名 称	應和監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田神保町 1 丁目105番 神保町三井ビルディング
沿 革	2007年 5月 監査業務・支援業務を目的に設立 2008年 7月 應和監査法人に改称 2013年 4月 AGN International Ltdのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入 2023年 7月 Allinial Globalのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入
概 要	出資金：20百万円 構成人員：社員 6名 公認会計士 19名 その他専門職員 26名 事務職員 2名 合計 53名

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いている一方、資源価格や原材料価格の高騰、米国での政権交代による影響など、引き続き不透明な経済環境下で推移いたしました。

住宅業界におきましては、政府公表の新設住宅着工戸数は、2022年度以降2年連続で減少しておりましたが、2024年度（2024年4月～2025年3月）の全国の新設住宅着工戸数は、81万6,018戸で前期比2.0%増となり、3年ぶりの増加となりました。持家（戸建て注文住宅）の新設住宅着工戸数においても、2024年度は22万3,079戸で前期比1.6%増となり、3年ぶりの増加となりました。

また、2022年6月通常国会において決議されました建築基準法の一部改正につきましては、2025年4月より木造住宅の省エネルギー性能の確保が義務となり、従来の基準より高度な省エネルギー性能基準の適用がはじまりました。木造における確認申請基準（4号特例）も改定され、2025年4月からは2階建ての木造住宅にも構造建築確認申請が必要となり、2026年4月からは、木造住宅における簡易設計（壁量計算）の基準強化（壁量の増加）が公表されており、当社が提供するSE構法の優位性が高まることが想定されております。

当社は創業以来、木造住宅の構造設計を主業務としており、法改正に伴う構造計算二重増大に対応すべく、社内体制の整備をすすめております。

各分野の結果は、以下の通りです。

【住宅分野】

当連結会計年度のSE構法出荷数は902棟（前期比0.6%減）となりました。また、木材相場が落ち着いたことにより、SE構法出荷1棟あたりの平均売上金額が前期比2.7%下落した結果、売上高は4,729百万円（前期比3.2%減）となりました。一方で、SE構法出荷数の先行指数となる構造計算出荷数は、SE構法登録施工店へのサポート体制を強化したことにより989棟（前期比14.1%増）と増加し、回復基調となっております。

また、当連結会計年度においてSE構法登録施工店は新規に37社加入し、621社となりました。

【大規模木造建築（非住宅）分野】

脱炭素社会の実現に向けた活動が世界的に加速し、建築物の木造化が重要な施策の一つとし

て掲げられる中、非住宅建築物の木造化は進んでおり、当連結会計年度のSE構法出荷数は138棟（前期比1.5%増）、SE構法の構造計算出荷数は149棟（前期比4.9%増）となりました。

また、SE構法以外の大規模木造建築設計を扱う株式会社木構造デザインでは、当連結会計年度の構造計算出荷数は90棟（前期比7.1%増）となり、SE構法の構造計算出荷数とあわせて、非住宅木造建築物の構造計算出荷数は239棟（前期比5.8%増）となりました。

SE構法出荷数や構造計算出荷数の増加に加えて、当連結会計年度に連結子会社である株式会社翠豊における万博案件を含む大型案件の売上計上があったことから、売上高は2,945百万円（前期比6.7%増）となりました。

【環境設計分野】

2021年4月より住宅の省エネ性能の説明が義務化されたこと及び2025年4月からは全ての新築で省エネ基準適合が義務化されることに伴い、従来から提供している省エネ計算サービスのニーズが高まっております。また、長期優良住宅の申請には、耐震性能と省エネ性能が必須であることから、環境設計分野において、省エネ計算サービスと合わせて長期優良住宅申請サポートサービスも提供しております。

当連結会計年度における木造住宅、集合住宅及び非住宅木造物件向けの一次エネルギー計算書の出荷数は3,220件（前期比11.5%増）、長期優良住宅申請サポート件数は489件（前期比15.9%増）とどちらも大きく増加したことにより、売上高は290百万円（前期比17.4%増）となりました。

【子会社及び関連会社】

当社の連結子会社である株式会社MAKE HOUSEでは、木造建築に関するBIMソリューションを開発、展開しておりますが、2021年10月から提供を開始した高画質建築空間シミュレーションサービス「MAKE ViZ」の受注が好調に推移したことにより、当連結会計年度においては売上高が前期比56.9%増と大幅に増加いたしました。

同じく連結子会社である株式会社翠豊は、大断面集成材加工、大規模木造建築施工に関する事業を展開しておりますが、当連結会計年度において、万博案件を含む大型案件の引き渡しがあったことから売上高が前年を大きく上回り（前期比71.7%増）、前年は赤字であった営業利益も黒字化いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は8,124百万円（前期比1.6%増）、営業利益は178百万円（前期比114.7%増）、経常利益は、関係会社における持分法投資利益の計上に伴い292百万円（前期比513.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は193百万円（前期比193百万円の増加）となり、売上高営業利益率は2.2%、ROE（自己資本当期純利益率）は9.7%となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第 29 期 (2024年 3 月期) (前連結会計年度)		第 30 期 (2025年 3 月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	増減率
木造耐震設計事業						
住宅分野	4,888,440	61.1%	4,729,678	58.2%	△158,761	△3.2%
大規模木造建築（非住宅）分野	2,759,878	34.5%	2,945,702	36.3%	185,824	6.7%
環境設計分野	247,043	3.1%	290,083	3.6%	43,040	17.4%
D X ・ そ の 他 の 分 野	103,035	1.3%	158,764	2.0%	55,728	54.1%
合 計	7,998,397	100.0%	8,124,229	100.0%	125,831	1.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は179百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 木造耐震設計事業 WOLF-3における一般構法対応等の開発
- 木造耐震設計事業 自動積算AIシステム（バージョン1）の開発

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- 木造耐震設計事業 WOLF-3におけるSE構法評定更新対応等の開発

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使に伴う株式の発行及び自己株式の処分により13百万円調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、東京ボード工業株式会社の株式13,300株を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 27 期 (2022年3月期)	第 28 期 (2023年3月期)	第 29 期 (2024年3月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	8,571,902	9,240,171	7,998,397	8,124,229
営 業 利 益(千円)	396,248	422,295	83,134	178,517
経 常 利 益(千円)	419,010	455,245	47,748	292,966
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	305,111	302,445	408	193,686
1株当たり当期純利益 (円)	94.83	94.89	0.14	65.18
総 資 産(千円)	6,823,570	6,849,325	5,722,920	5,781,280
純 資 産(千円)	2,189,106	2,263,019	2,144,030	2,324,680
1株当たり純資産 (円)	671.28	687.16	647.66	690.15
自 己 資 本 比 率 (%)	31.7	29.8	33.6	35.6
自 己 資 本 利 益 率 (%)	14.9	14.4	0.0	9.7

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 27 期 (2022年 3 月期)	第 28 期 (2023年 3 月期)	第 29 期 (2024年 3 月期)	第 30 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高(千円)	8,430,253	8,732,064	7,299,555	7,017,603
経 常 利 益(千円)	473,329	477,307	119,754	73,595
当 期 純 利 益(千円)	321,097	321,633	51,069	55,713
1 株当たり当期純利益 (円)	99.80	100.91	17.21	18.75
総 資 産(千円)	6,559,479	5,933,273	4,899,658	4,851,524
純 資 産(千円)	1,962,890	1,871,619	1,805,056	1,801,368
1 株当たり純資産 (円)	610.07	630.13	607.70	604.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社MAKE HOUSE	80,000千円	100.0%	BIMソリューションの開発及び販売事業
株式会社木構造デザイン	50,000千円	80.0%	SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計事業と生産設計事業
株 式 会 社 翠 豊	100,000千円	51.2%	大規模木造建築における加工及び施工事業

(注) BIMとはBuilding Information Modeling (ビルディング・インフォメーション・モデリング) の略称になります。コンピューター上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、コストや仕上げ、管理情報などの属性データを追加した建築物のデータベースを、建築の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うためのソリューションを提供します。

(4) 対処すべき課題

脱炭素社会に向けたグリーン化、大規模木造非住宅建築物の木造化ニーズの高まり、2025年の建築基準法改正（4号特例縮小）など、当社グループの事業拡大が期待される状況の中、当社グループにおける目標を実現するために必要と考える対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 建築基準法改正への対応

2022年6月の通常国会において、建築基準法の一部改正が決議され、2025年4月より木造住宅の省エネルギー性能の確保が義務となり、従来の基準より高度な省エネルギー性能基準の適用がはじまりました。木造における確認申請基準（4号特例）も改定され、2025年4月からは2階建ての木造住宅にも構造建築確認申請が必要となり、2026年4月からは、木造住宅における簡易設計（壁量計算）の基準強化（壁量の増加）が公表されております。

そのような状況の中、創業以来木造住宅の耐震構造設計と省エネルギー設計を主業務とする当社グループでは、2025年以降のニーズ増大に対応すべく、サービスの拡充及び受注増加に向けた社内体制の整備をすすめてまいります。

② 木造耐震設計事業住宅分野の営業体制及び構造設計体制の強化と収益の拡大

当社グループは、木造耐震設計事業を主力事業としておりますが、この事業の安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要であると考えております。そのためには、登録施工店ネットワークの継続的な拡大に向けて、工務店を中心とした新規顧客の開拓を着実に進めていくことが必要不可欠であると考えております。

また、建築基準法の改正に伴う2025年以降の構造設計ニーズの増大に対応するため、営業体制及び構造設計体制の強化が課題であると考えており、人員の配置転換や人材採用・育成制度の整備等による体制強化を進めてまいります。併せて、登録施工店に対するサービス内容やサポート体制を適宜見直し、受注体制を整備するとともに登録施工店におけるSE構法採用率の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

高付加価値の工務店ブランドである「重量木骨の家」については、パートナー工務店の拡大とともに、WEBプロモーションを推進し、引き続きブランド化を進めてまいります。

今後も、登録施工店ネットワークを通じたSE構法の更なる普及により、住宅分野の収益基盤の拡大を図ってまいります。

③ 省エネルギー計算サービス等の環境設計量産体制の構築と収益の拡大

2021年4月から住宅の省エネ性能の説明が義務化され、建築基準法が改正された2025年4月からは、従来の基準より高度な省エネルギー性能基準を確保することが義務化されました。

当社グループでは2010年から省エネ計算サービスを開始しておりますが、ニーズの高まりを受け、住宅だけでなく、リノベーションや施設建築物までサービス領域を拡大し、木造建築の省エネルギー計算サービスの量産体制の整備をすすめてまいります。また、補助金の受給に関するコンサルティングサービスにおいては、従来の木造住宅向けのサービスに加えて、木造非住宅物件向けの「ZEB（Net Zero Energy Building）」認証の取得申請サポートサービスを開始いたしました。

今後もサービスの拡充をおこない、収益基盤の拡大を図ってまいります。

④ 木造耐震設計事業大規模木造建築（非住宅）分野でのワンストップサービスの提供と収益の拡大

国内における木材利用の促進政策として2010年10月に「公共建築物等木材利用促進法」が施行されたことにより、国や地方自治体の関与する公共建築物への木材利用が促進されております。また、2050年のカーボンニュートラル実現と脱炭素社会の実現を目指し、「公共建築物等木材利用促進法」を改正した「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が2021年10月に施行され、木材利用を促進する対象が公共建築物だけでなく民間建築物にも拡大されるとともに、脱炭素社会の実現に向けて積極的に木材を活用し、森林の適正な整備や木材自給率の向上を目指すこととなりました。

そのような状況を踏まえて、集合住宅や病院・保育園等においても木造建築のニーズが高まっておりますが、これら住宅よりも規模の大きい木造建築においては、当社グループがこれまで培った構造計算ノウハウが必要となることから、当社グループの成長分野として位置づけ、構造設計から加工、施工まで当社グループ独自の大規模木造建築に関するワンストップサービスを提供しております。

具体的には、当社で取り組むSE構法による大規模木造建築の構造設計及び構造加工品の提供に加えて、株式会社木構造デザインでは、SE構法以外の大規模木造建築の構造計算をおこなうことで、大規模木造建築の構造計算ニーズの高まりに対応しております。

また、大断面集成材加工や特殊加工、大規模木造建築の施工力に強みを持つ株式会社翠豊を2022年10月1日付で子会社化し、大断面集成材の特殊加工や施工を事業化することで、大規模木造建築のワンストップサービスを提供する体制を整備いたしました。

今後も大規模木造非住宅建築に対応した設計システム等の技術研究開発や、構造加工品等の生産・供給体制を更に強化し、当社グループとして非住宅分野における収益の拡大を図ってまいります。

⑤ 構造加工品の供給体制の強化

当社グループは全国の構造加工工場と構造加工委託契約を締結し、集成材等の加工を委託しております。

当事業年度においては、新たな構造加工工場として、株式会社タツミの見附工場の稼働準備が進展し、2025年4月以降の指定構造加工工場は全国13工場となっております。

今後も住宅分野及び非住宅分野の拡大に対応して構造加工工場の増設を行うとともに、M&Aによる構造加工の内製化も視野に、供給体制の強化を図ってまいります。

⑥ 新技術への対応とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年の急激なデジタル化の流れを受けて従来のサービスのみならず、顧客の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用が競争優位性を維持するために必要であると考えております。

当社グループでは、市場ニーズに適時対応していくために、BIMやAI、ChatGPTに代表される大規模言語モデルなど新技術の研究を進め、それらの新技術を活用したサービス開発や業務の効率化等を推進してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループが更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底が重要であると考えております。

当社グループとしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑧ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、顧客の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底し、各種取引の健全性の確保、情報の共有化等を行うとともに、全社員を対象としたコンプライアンス研修の実施など社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

当社グループにおきましては、引き続き、安全で安心な木構造の普及を促進させるべく、更なる施工性・性能アップを目指して品質管理及び商品企画開発に努め、顧客のニーズに総合的に応えていけるよう努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
木造耐震設計事業	SE構法による木造建築に係る構造計算及び加工済建築資材の販売事業
その他	省エネルギー計算サービス、長期優良住宅認定代行サービス、BIM事業等

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本店	東京都千代田区永田町2丁目13番5号
支店	大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号

② 子会社

株式会社MAKE HOUSE	東京都千代田区永田町2丁目13番5号
株式会社木構造デザイン	東京都千代田区永田町2丁目13番5号
株式会社翠豊	岐阜県加茂郡白川町赤河358番1号

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
145 (9) 名	7名増 (△1名)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102 (9) 名	5名増 (0名)	39.45歳	8.40年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社大垣共立銀行	40,004千円
東濃信用金庫	29,099千円
株式会社十六銀行	23,138千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、支配株主も含め、新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合は、取引の内容に必要性・合理性が認められ、取引条件の妥当性が確保されているか否かを確認し、独立役員や監査役に対して意見を求め、取締役会の承認のもとに実施することとしております。また、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施しております。加えて、関連当事者一覧表を作成し、監査法人による確認を受けております。こうした取り組みを履行することにより、少数株主やその他一般取引先に不利益が生じないように配慮いたします。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 8,000,000株

② 発行済株式の総数 3,219,500株

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

③ 株主数 1,080名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 田 杉 総 行	660千株	22.15%
田 鎖 郁 夫	582	19.53
杉 山 恒 夫	217	7.28
藤 井 義 久	206	6.92
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	151	5.09
双 日 建 材 株 式 会 社	90	3.03
伊 東 洋 路	55	1.85
T H E H O N G K O N G A N D S H A N G H A I B A N K I N G C O R P O R A T I O N L T D - S I N G A P O R E B R A N C H P R I V A T E B A N K I N G D I V I S I O N A / C C L I E N T S	50	1.68
楽 天 証 券 株 式 会 社	42	1.43
鈴 間 浩	35	1.17

（注）1. 当社は、自己株式を240,049株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

2023年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 684円
新株予約権の払込期日	2023年3月31日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1,320円 (注)
新株予約権の行使期間	2023年4月3日から2026年4月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド (第三者割当)

(注) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、上記行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。下限行使価額は1,090円とします。上限行使価額はありません。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	杉 山 恒 夫	株式会社シティホテル美濃加茂 代表取締役 白川観光開発株式会社 代表取締役
代表取締役社長	田 鎖 郁 夫	執行役員 株式会社MUJI HOUSE 専務取締役 一般社団法人木のいえ一番協会 理事 一般社団法人日本CLT協会 理事 株式会社一宮リアライズ 取締役 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会 代表理事
取 締 役	藤 井 義 久	専務執行役員 N&S開発株式会社 取締役
取 締 役	福 田 浩 史	常務執行役員特建事業部長 株式会社木構造デザイン 代表取締役社長 株式会社翠豊 取締役
取 締 役	藤 幸 平	執行役員管理本部長 株式会社MUJI HOUSE 監査役 株式会社MAKE HOUSE 取締役 株式会社イデーユニバーサル 監査役 株式会社翠豊 監査役 株式会社木構造デザイン 監査役
社 外 取 締 役	松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社ネクスステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	内 山 博 文	一般社団法人リノベーション協議会 会長 u.company株式会社 代表取締役 Japan.asset management株式会社 代表取締役 つくばまちなかデザイン株式会社 代表取締役
常勤社外監査役	石 原 研 二 郎	株式会社MAKE HOUSE 監査役
社 外 監 査 役	峯 尾 商 衡	AMAパートナーズ税理士法人 代表社員 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ベビーカレンダー 社外監査役
社 外 監 査 役	秋 野 卓 生	弁護士法人匠総合法律事務所 代表社員 株式会社一宮リアライズ 監査役 株式会社エプコ 社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役松井忠三氏及び取締役内山博文氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

2. 監査役石原研二郎氏、峯尾商衡氏及び秋野卓生氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 監査役石原研二郎氏は、公認不正検査士の資格、監査役峯尾商衡氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役松井忠三氏、社外取締役内山博文氏、社外監査役石原研二郎氏、社外監査役峯尾商衡氏及び社外監査役秋野卓生氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、以下のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、報酬の3ケ年分又は会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額のいずれか高い額を限度として、当該損害賠償責任を負うものとする（甲は会社、乙は対象となる社外役員を示す。）

- イ 乙がその在職中に甲から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ロ 乙が甲の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役および監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	148百万円 (17)	148百万円 (17)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	7名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	－	－	3 (3)
合計 (うち社外役員)	161 (30)	161 (30)	－ (－)	－ (－)	10 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月16日開催の第23期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5,000千円

□. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において役員の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり定めるとともに、2022年3月14日開催の取締役会において、報酬の方針に基づき適正な報酬体系や報酬の額を取締役に提言する任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会の設置を決定しております。

イ. 報酬決定の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ロ. 個人別の報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 個人別報酬内容の決定方法

取締役会は、取締役の個人別の報酬内容について指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申に基づき決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会は報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井忠三氏は、株式会社松井オフィスの代表取締役社長、株式会社ネクステージ及びフェスタリアホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役内山博文氏は、一般社団法人リノベーション協議会の会長、u.company株式会社、Japan.asset management株式会社及びつくばまちなかデザイン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役石原研二郎氏は、株式会社MAKE HOUSEの監査役であります。兼職先は当社の子会社であります。
- ・監査役峯尾商衡氏は、AMAパートナーズ税理士法人の代表社員、イー・ガーディアン株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社ベビーカレンダーの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役秋野卓生氏は、弁護士法人匠総合法律事務所の代表社員、株式会社一宮リアライズの監査役、株式会社エプコの社外取締役（監査等委員）であります。株式会社一宮リアライズは当社の出資先であります。弁護士法人匠総合法律事務所及び株式会社エプコと当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松 井 忠 三	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたる経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を行うなど、コーポレートガバナンスを強化するための適切な役割を果たしております。
取締役 内 山 博 文	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、一般社団法人リノベーション協議会の会長等としてのリノベーション業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的視点及び独立性をもって適宜発言を行うなど、当社の事業発展に向けた経営監視を遂行する役割を果たしております。
監査役 石 原 研 二 郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。会社の業務執行並びに監査役監査に対する豊富な経験と見識を兼ね備えており、重要事項の決定、業務執行の監督に関して、適切な発言を行っております。
監査役 峯 尾 商 衡	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 秋 野 卓 生	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に住宅・建築分野の法律に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査役監査規程等に基づき、適宜会計監査人の評価を実施し、当期における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を決定しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査役監査規程等に基づき、適宜会計監査人の評価を実施し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ 処分対象

太陽有限責任監査法人

□ 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部 (監査業務に係る審査) に関与することの禁止 3ヶ月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を、整備し取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

二. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社内外窓口への通報については、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

ロ. リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス委員会が行うものとする。

ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

二. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ. 執行役員会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。

ハ. 予算管理規程に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

ロ. グループ会社の管理は関連する業務を所管する部門長が行うものとし、取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役は、社内で任命された監査役スタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた監査役スタッフに対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、内部統制システムの適切な整備及び運用を行い、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化、内部監査体制の充実に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制に係る運用状況は以下のとおりとなります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、適宜幹部社員を対象とした教育、全社員を対象とした研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透及び高揚に努めております。また、内部通報窓口を設置しコンプライアンスに関する懸念事項に関する相談を幅広く受け付け、問題の早期発見と改善に努めております。

③ 当社グループ会社経営管理体制

関係会社管理規程において、当社取締役会・執行役員会・担当役員のうち、規定された機関での承認を得ることを定めており、経営に影響のある規定事項の全項目について、本規程に基づいた承認手続きが適正にとられております。

④ 取締役の職務執行について

当社及び各グループ会社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況を監査しております。

⑤ 監査役の職務執行について

常勤監査役を含む監査役3名全員が取締役会へ出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

⑥ 内部監査及び財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査室は、当該計画に基づき当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を経営者及び監査役へ報告しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対しての利益還元を経営の重要な課題として位置付けております。配当につきましては、事業計画や事業規模の拡大（成長・発展に必要な研究開発並びに設備投資用資金を含む）に向けた内部留保資金の充実を図りながら、各期の利益水準及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、連結業績に基づいた年間配当性向40%を基準とし、継続的かつ安定的に実施することを基本的な方針としております。配当方針については、2021年5月14日開催の取締役会にて、配当方針の変更の決議を行い、配当性向の基準を単体業績から連結業績へと変更を行っております。

また、当社は期末の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

第30期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき期末配当として、1株あたり29円を予定しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,194,291	流 動 負 債	2,433,321
現 金 及 び 預 金	2,668,596	買 掛 金	1,155,782
売 掛 金	816,797	電 子 記 録 債 務	623,228
電 子 記 録 債 権	72,954	1 年内返済予定の長期借 金	40,152
有 償 支 給 未 収 入 金	326,271	未 払 法 人 税 等	70,523
原 材 料	44,179	賞 与 引 当 金	70,929
商 品	24,622	有 償 支 給 差 額	35,008
仕 掛 品	156,561	リ ー ス 債 務	21,936
貯 蔵 品	272	そ の 他	415,760
そ の 他	86,140	固 定 負 債	1,023,278
貸 倒 引 当 金	△2,105	長 期 借 入 金	52,089
固 定 資 産	1,586,989	リ ー ス 債 務	50,609
有 形 固 定 資 産	381,779	預 り 保 証 金	784,249
建 物 及 び 構 築 物	99,532	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,381
車 両 運 搬 具	3,438	退 職 給 付 に 係 る 負 債	77,948
工 具 、 器 具 及 び 備 品	133,676	負 債 合 計	3,456,599
リ ー ス 資 産	98,232	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	15,431	株 主 資 本	2,061,171
土 地	31,468	資 本 金	391,093
無 形 固 定 資 産	390,955	資 本 剰 余 金	256,253
ソ フ ト ウ エ ア	347,689	利 益 剰 余 金	1,717,480
そ の 他	43,265	自 己 株 式	△303,656
投 資 そ の 他 の 資 産	814,253	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,900
投 資 有 価 証 券	573,312	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,900
破 産 更 生 債 権 等	10,569	新 株 予 約 権	1,641
繰 延 税 金 資 産	96,626	非 支 配 株 主 持 分	266,767
そ の 他	145,044	純 資 産 合 計	2,324,680
貸 倒 引 当 金	△11,299	負 債 純 資 産 合 計	5,781,280
資 産 合 計	5,781,280		

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		8,124,229
売上原価			5,960,540
総利益			2,163,688
販売費及び一般管理費			1,985,170
営業利益			178,517
営業外収益			
受取利息	1,367		
受取配当金	0		
持分法による投資利益	94,747		
貸倒引当金戻入額	120		
補助金収入	3,225		
雑収入	13,372		
為替差益	5,629		118,462
営業外費用			
支払利息	3,524		
雑損	489		4,013
特別利益			292,966
特固定資産売却益	909		909
特固定資産損失			
特固定資産除却損	0		0
税金等調整前当期純利益			293,875
法人税、住民税及び事業税	73,992		
法人税等調整額	△20,169		53,822
当期純利益			240,052
非支配株主に帰属する当期純利益			△46,365
親会社株主に帰属する当期純利益			193,686

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	390,858	255,399	1,589,079	△316,250	1,919,087
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行	235	235			470
剰 余 金 の 配 当			△65,285		△65,285
親会社株主に帰属する当期純利益			193,686		193,686
自 己 株 式 の 取 得				△56	△56
自 己 株 式 の 処 分		618		12,650	13,268
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	235	853	128,401	12,593	142,084
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	391,093	256,253	1,717,480	△303,656	2,061,171

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,830	2,830	1,710	220,402	2,144,030
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					470
剰 余 金 の 配 当					△65,285
親会社株主に帰属する当期純利益					193,686
自 己 株 式 の 取 得					△56
自 己 株 式 の 処 分					13,268
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△7,730	△7,730	△68	46,365	38,566
当連結会計年度変動額合計	△7,730	△7,730	△68	46,365	180,650
当連結会計年度末残高	△4,900	△4,900	1,641	266,767	2,324,680

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,504,488	流 動 負 債	2,147,826
現金及び預金	2,313,177	買掛金	1,138,538
売掛金	765,506	電子記録債権	623,228
電子記録債権	6,107	未払金	125,547
有償支給未収入金	326,271	未払費用	30,358
商 品	16,924	未払法人税等	25,382
仕 掛 品	1,154	前受金	87,595
その他	77,452	預り金	13,005
貸倒引当金	△2,105	賞与引当金	57,534
固 定 資 産	1,347,035	有償支給差額	35,008
有 形 固 定 資 産	64,308	その他の	11,627
建物及び構築物	37,297	固 定 負 債	902,329
車両運搬具	0	預り保証金	786,249
工具、器具及び備品	27,010	役員退職慰労引当金	40,666
無 形 固 定 資 産	403,652	退職給付引当金	75,413
ソフトウェア	360,516	負 債 合 計	3,050,155
その他	43,136	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	879,074	株 主 資 本	1,804,627
投資有価証券	37,174	資 本 金	391,093
関係会社株式	657,940	資 本 剰 余 金	262,662
出 資 金	550	資本準備金	262,043
長期貸付金	1,550	その他資本剰余金	618
破産更生債権等	10,569	利 益 剰 余 金	1,454,527
繰延税金資産	71,308	利益準備金	17,537
その他	111,281	その他利益剰余金	1,436,989
貸倒引当金	△11,299	繰越利益剰余金	1,436,989
資 産 合 計	4,851,524	自 己 株 式	△303,656
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,900
		その他有価証券評価差額金	△4,900
		新 株 予 約 権	1,641
		純 資 産 合 計	1,801,368
		負 債 純 資 産 合 計	4,851,524

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,017,603
売 上 原 価	5,242,043
売 上 総 利 益	1,775,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,717,237
営 業 利 益	58,322
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,321
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	120
雑 収 入	14,106
営 業 外 費 用	
雑 損 失	275
経 常 利 益	73,595
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
投 資 有 価 証 券 評 価 損	143
税 引 前 当 期 純 利 益	73,451
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,851
法 人 税 等 調 整 額	△11,114
当 期 純 利 益	55,713

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	390,858	261,808	—	261,808	17,537	1,446,560	1,464,098	△316,250	1,800,516
当期変動額									
新株の発行	235	235		235					470
剰余金の配当						△65,285	△65,285		△65,285
当期純利益						55,713	55,713		55,713
自己株式の取得								△56	△56
自己株式の処分			618	618				12,650	13,268
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	235	235	618	853	—	△9,571	△9,571	12,593	4,110
当期末残高	391,093	262,043	618	262,662	17,537	1,436,989	1,454,527	△303,656	1,804,627

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等		
当期首残高	2,830	2,830	1,710	1,805,056
当期変動額				
新株の発行				470
剰余金の配当				△65,285
当期純利益				55,713
自己株式の取得				△56
自己株式の処分				13,268
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,730	△7,730	△68	△7,799
当期変動額合計	△7,730	△7,730	△68	△3,688
当期末残高	△4,900	△4,900	1,641	1,801,368

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社エヌ・シー・エヌ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷	哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	康之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中瀬	朋子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・シー・エヌの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・シー・エヌ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社エヌ・シー・エヌ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷	哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	康之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中瀬	朋子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・シー・エヌの2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社エヌ・シー・エヌ 監査役会

常勤社外監査役 石原 研二郎 ㊞

社外監査役 峯尾 商衡 ㊞

社外監査役 秋野 卓生 ㊞

以 上

会社沿革

1995年の阪神淡路大震災の悲劇を繰り返さないために、
日本に安心・安全な木構造を普及させ、
資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくることを目的に、
セブン工業株式会社と日商岩井株式会社（現双日株式会社）の合併会社として設立しました。

沿革		
1996年	12月	セブン工業株式会社と日商岩井株式会社（現双日株式会社）の合併会社として株式会社エヌ・シー・エヌ設立
1997年	10月	SE構法の販売を開始
1999年	9月	「瑕疵保証制度」に先駆け「SE住宅性能保証制度」を開始
2003年	12月	SE構法を使用した住宅ブランド「重量木骨の家」の供給を開始
2004年	1月	株式会社良品計画との合併子会社「ムジネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE、現持分法適用関連会社）」へ資本参加し関係会社化
2006年	9月	設計事務所ネットワーク事業を開始
2012年	3月	貸金業の代理業務及び金融商品の仲介業等を目的としてSE住宅ローンサービス株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
2015年	6月	住宅業界向けBIMソリューションの開発と展開を目的として、パーパレススタジオジャパン株式会社と株式会社MAKE HOUSE（現連結子会社）を設立
2016年	7月	レジリエンス認証を取得
2019年	3月	東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場
2020年	2月	SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計と生産設計を行うことを目的として、ネットイーグル株式会社との合併会社、株式会社木構造デザイン（現連結子会社）を設立
2022年	2月	木造構造の実験・研究施設「木構造技術センター（ティンバーラボ）」を開設
2022年	4月	・東京証券取引所スタンダード市場へ移行 ・セカンドハウス事業を目的として株式会社Sanuとの合併会社N&S開発株式会社を設立
2022年	6月	株式会社MAKE HOUSEの株式を買い取り完全子会社化
2022年	10月	株式会社翠豊（現連結子会社）の第三者割当増資引受により株式約51%取得し、連結子会社化
2023年	7月	連結子会社であったSE住宅ローンサービス株式会社の株式の一部をパブリックホールディングス株式会社に譲渡し、持分法適用関連会社化

会社の目標

日本に安心・安全な木構造を普及させる。
日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる。

当社は創業当時からすべての木造建築物において構造計算を行うため、
独自の木造建築用の建築システム「SE構法」を開発しました。
地震や台風などの自然災害が多い日本において、
安心・安全な木構造を普及させることで
日本の住宅の資産価値向上と豊かな暮らしの実現に向けて
事業を展開しております。



耐震構法
SE構法

木造建築プラットフォーム



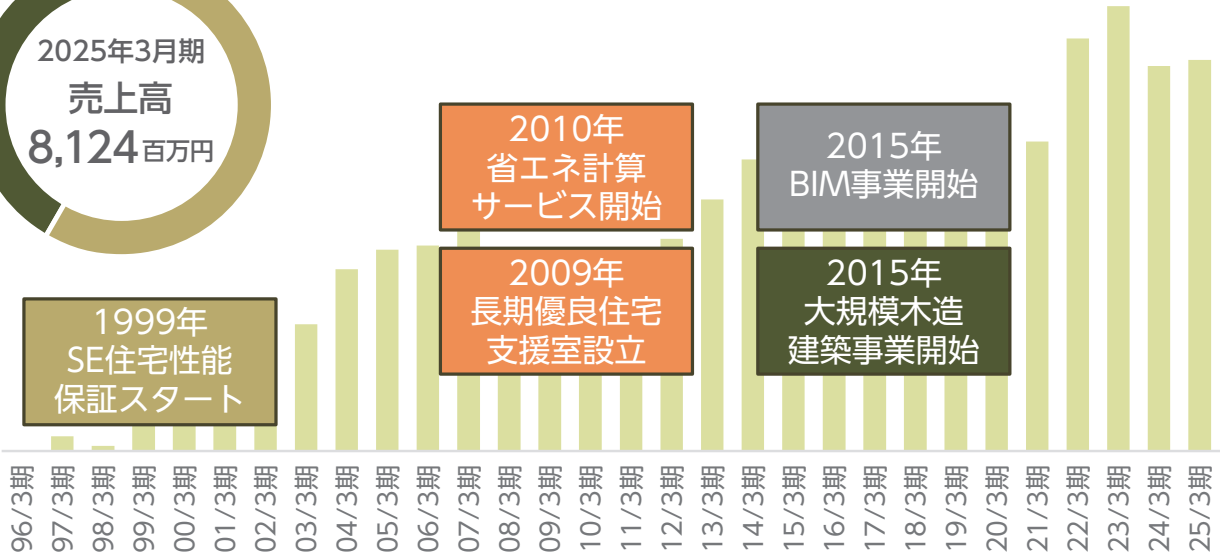
時代のニーズとともに成長

住宅分野	大規模木造建築（非住宅）分野	環境設計分野	DX・その他の分野
主な業務 ● 木造住宅の構造設計 ● 資材販売 ● 登録施工店ネットワーク ● 性能保証	主な業務 ● 大規模木造建築の構造設計 ● 資材販売 ● 特殊加工	主な業務 ● 省エネルギー計算 ● 瑕疵保険 ● 長期優良住宅申請 ● ZEB化サポート	主な業務 ● BIMによる建築データの作成、保存 ● ライフスタイル

分野別売上高構成比



売上高の推移と時代に先駆けた 当社の事業の取り組み



SE構法のバージョンアップ

SE構法のバージョンアップ（SE構法Ver.3）により、性能が大幅にアップし、多様化・大型化する大規模木造建築への対応を強化いたしました。また、SE構法Ver.3は2026年の壁量計算の見直しにも対応しており、木造住宅でも更に壁の少ない自由な設計を実現いたします。

SE構法の性能・適用範囲の大幅アップ

- 改良点（SE構法Ver.3の特徴）
- ①耐力壁の大幅強化

従来商品の約1.57倍
- ②スパン制限の解除

12m ⇒ 制限なし
- ③階高（1階層ごとの高さ）のアップ

4.5m ⇒ 6m
- ④コストの維持・低減

評定取得日：2025年4月1日
評定番号：BCJ評定-LW0078-04

BCJ評定-LW0078-04

評定書（工法等）

申込者

株式会社エヌ・シー・エヌ 代表取締役社長 田崎 郁夫 様
東京都千代田区永田町1-15-1

件名

SE構法木質フレームシステム（SE構法Ver.3）

令和7年3月1日付で評定の申し込みのあった上記の件について、下記のとおり、評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定の有効期限は、本評定日より令和12年3月31日までとします。

令和7年4月1日

日本建築センター
The Japan Building Science Center

理事長 橋本 公博

記

1. 評定申込事項

本件の対象建築物は、5階建て以下（軒の高さ35m以下、建築物の高さ30m以下）の木造軸組構法（建築基準法施行令（以下「令」という。）第3章第3節）建築物であり、木造と鉄骨コンクリート造（以下「RC造」という。）又は鉄骨造（以下「S造」という。）を併用する立面混構造を念としている。

本件は、木質系ラーメン架構と耐力壁を組み合わせた架構及び当該架構の接合部の構造性能並びに当該架構による建築物の構造設計方法に関する評定である。なお、地盤、基礎、地下階、屋根と天井等、立面混構造における木造部分以外の部分等については評定対象外とし、別途適切に構造耐力上安全であることを確認する。

2. 区分

追加・変更

3. 評定をした工法等の内容

別紙1及び別紙2のとおり

4. 評定の内容

（1）方法
本評定は、木質構造評定委員会（委員長：安村 誠）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

（2）内容
提出された構造検討等の結果により、構造設計方法について妥当であることを確認した。

1 / 31

[在来工法とSE構法の設計イメージ図の比較]

在来工法

SE構法

重量木骨island

MAKE HOUSEが手掛ける高画質建築空間シミュレーションサービスを活用して、バーチャル空間で「耐震構法SE構法」による高級住宅ブランド「重量木骨の家」が建ち並ぶ島を創出し、新コンテンツとして当社WEBサイトに開設いたしました。

Check!

地図アプリのように赤い矢印を辿ることで、マップの中や家の中を移動できます。

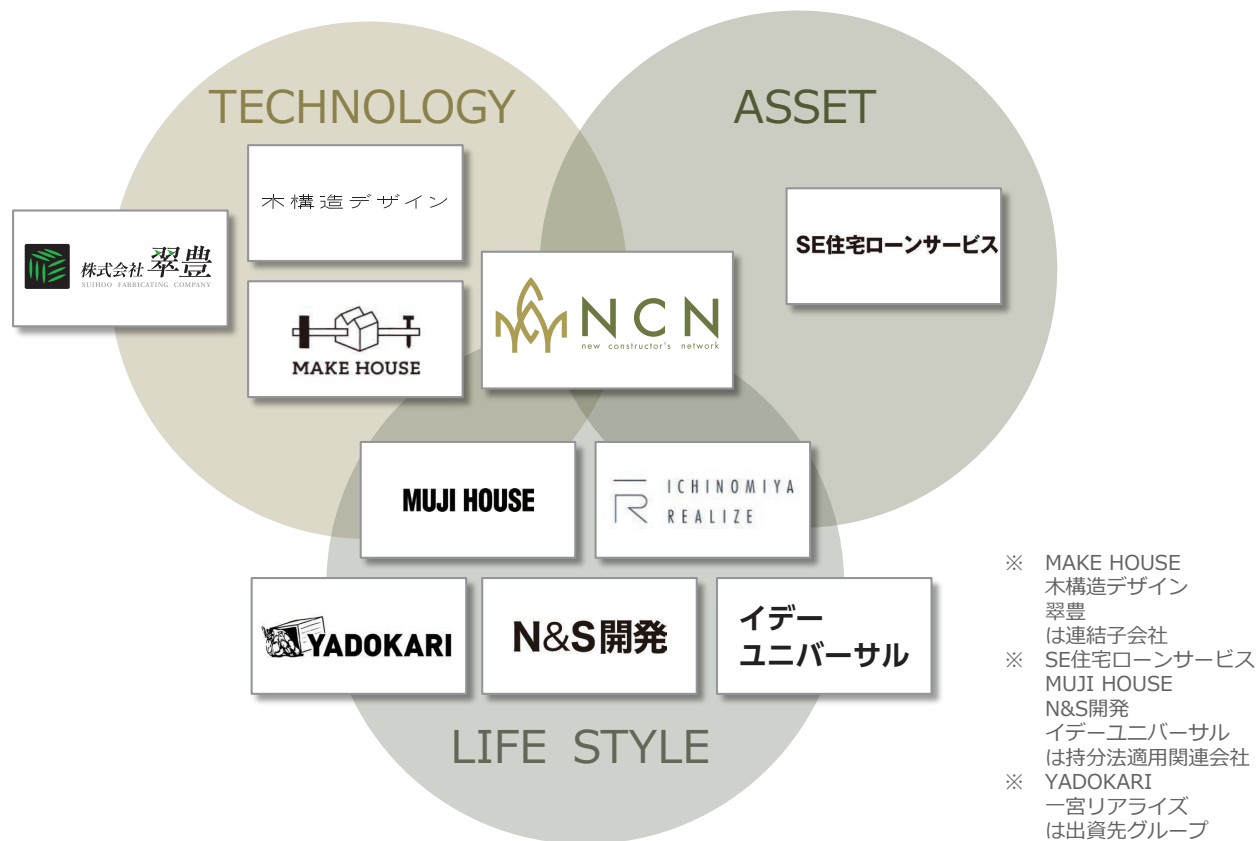
Check!

画面右上のポップアップ表示から、ホームや他の家に移動できます。

▼重量木骨islandを体験▼

52

グループ会社一覧



子会社

TECHNOLOGY

株式会社MAKE HOUSE

「木造建築をBIMでひらく・つなぐ」をテーマに2015年の設立以来BIMを用いた木造建築のIT化及び効率化を推進する事業を展開。
BIMによるデータ一元化により、木造住宅の設計から生産に至るまでの工程を合理的かつスムーズに連携させ、設計効率をあげることを目指す。高画質空間シミュレーションサービス「MAKE VIZ」を提供。

TECHNOLOGY

株式会社木構造デザイン

木造プレカットCAD開発でトップシェアのネットイーグル社と提携し、2020年に設立した合併会社。
大規模な木造建築を計画するゼネコン・設計事務所と、木造の構造部材を加工・生産するプレカット工場をつなぐ、大規模木造マッチングプラットフォーム事業を展開。

TECHNOLOGY

株式会社翠豊

岐阜県に本社を置く大断面集成材加工や木材の特殊加工、大規模木造建築の施工力に強みを持つ会社。
長年の実績と高い技術力から、著名建築家からの信頼も厚く、大手ゼネコンからの受注基盤を確立。

関係会社

ASSET

SE住宅ローンサービス株式会社

「人生で最も高い買い物であるマイホームを後悔のないものにしたい」という願いを叶えるため、2012年に設立。省エネルギー性能に着目した技術的サポートと、金銭的なサポートを同時に行う。
SE構法による構造計算で耐震性が確かな住宅を、さらに省エネルギー計算を実施することで、金利と手数料の優遇を受けることを可能としている。

翠豊の活躍

翠豊が手掛けた万博案件を含む複数の大型案件が完成いたしました。大断面集成材加工や特殊加工、大規模木造建築の施工力に強みを持つ翠豊ですが、今回の万博案件にてオンリーワン技術を大いに発揮し、技術力の高さを広く示す成果となりました。



大阪・関西万博 BLUE OCEAN DOME



大阪・関西万博 ウズベキスタンパビリオン



【提供：篠原商店】

無印良品の木造店舗2棟の引き渡し

MUJI HOUSEが設計施工を行う床面積2,000平方メートル規模の大規模木造建築2店舗が2024年9月にオープンしました。

2店舗共に「SE構法」が採用されており、高い耐震性と店舗ならではの大空間を実現しております。

また、無印良品初の木造建築店舗で、かつ最高ランクの『ZEB』認証を取得した大規模建築となります。床面積2,000平方メートル以上の大規模建築、木造化、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスとなる『ZEB』認証の取得を同時に実現した物件は、本2物件が国内初となります。



無印良品 日田店



無印良品 唐津店



関係会社

TECHNOLOGY LIFE STYLE

株式会社MUJI HOUSE
(無印良品の家)

「無印良品の家」は、“永く使える、変えられる”家という考えによってつくられており、全棟にSE構法が採用されている。

LIFE STYLE

N&S開発株式会社

サブスク型セカンドハウス事業を行う株式会社Sanuとの合弁会社。SE構法による「SANU Apartment」を開発し、千葉県一宮町に2棟の建物が竣工。宿泊施設としてもオープンしており、宿泊可能となっている。

出資先

LIFE STYLE

YADOKARI株式会社

世界中の新たな暮らしの調査研究・メディア運営、小屋・可動産活用による遊休地や暫定地の企画・開発、まちづくり支援を手がける。2019年に資本業務提携。

LIFE STYLE

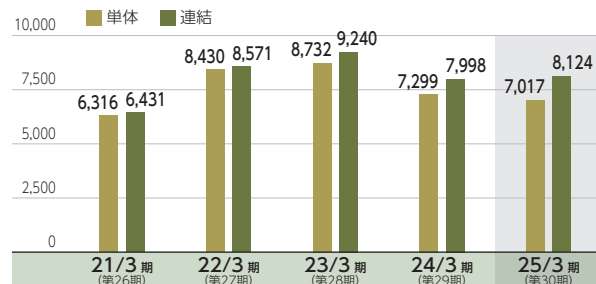
株式会社一宮リアライズ

東京R不動産、オープン・エー（設計事務所）とともに立ち上げたエリアマネジメントを行う合弁会社。

業績ハイライト

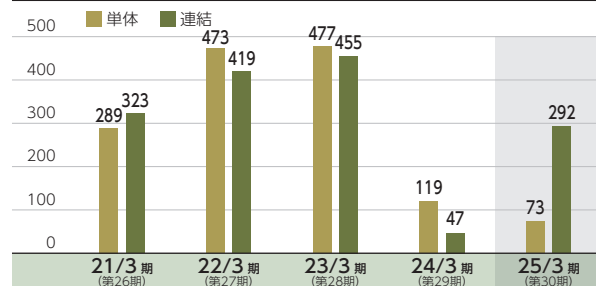
売上高

(単位：百万円)



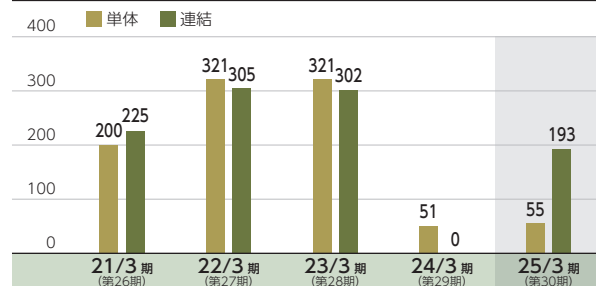
経常利益

(単位：百万円)



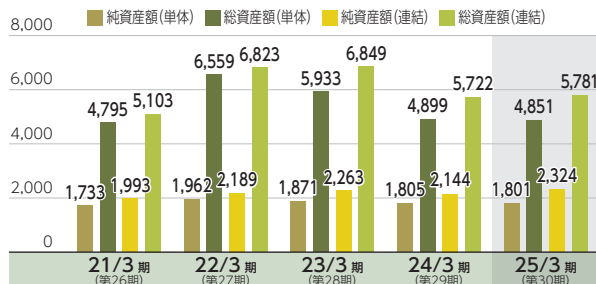
親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益

(単位：百万円)



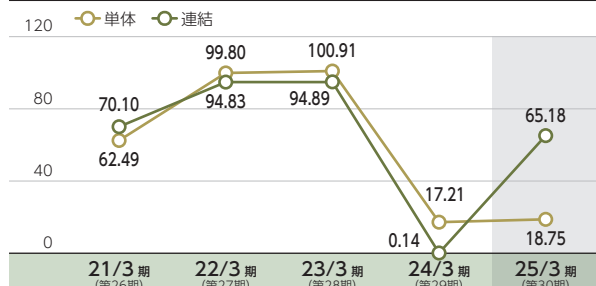
純資産額／総資産額

(単位：百万円)



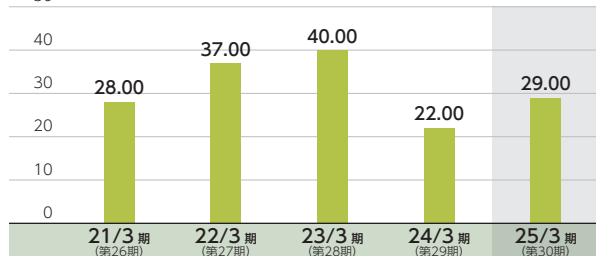
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり配当金

普通配当 (単位：円)



建築基準法の改正

2025年4月(予定)から
小規模の木造住宅・建築物の
構造基準が変わります

木造構造基準見直し3つのポイント

- 1 小規模の木造住宅・建築物が対象です。
- 2 壁・柱の構造基準(壁量・柱の小径)が見直されます。
- 3 2025年4月に施行予定です。

※本リーフレットの内容は、令和4年10月26日に公表された「木造建築物における省エネ基準による建築物の省エネルギー性能の向上を図るための建築基準法の改正(案)の概要」に基づいています。
詳細な内容については、今後、国土交通省ホームページにおいて公表予定です。お見逃し。最新情報等の検討を兼ね、パブリックコメント等の手続きも随時より実施し、公表の予定としています。

2023年10月 国土交通省より

2025年4月1日から建築基準法が改正されました。

今回の改正のポイントは、新築・増改築において省エネ基準の適合が義務化されること、そして「4号特例」の縮小など、建築確認の手続きが変更されることです。

2026年4月からは木造の構造基準が変更（厳格化）され、在来工法の必要壁量等が見直しされることでSE構法の更なるニーズ拡大が見込まれます。

木造戸建住宅の壁量計算等を見直し

2026年4月施行予定

在来工法の必要壁量が1.4倍に増加（間取りの制約が発生）

優位性拡大

SE構法はバージョンアップにより、必要壁量が減少（間取りの自由度アップ）

※構造基準の見直しは1年延期され、2026年4月より実施となりました。

2026年3月期 通期連結業績予想および各分野の成長戦略

(百万円)	26/3期 業績予想	25/3期 実績	増減
売上高	9,016	8,124	+892
営業利益	294	178	+116
経常利益	326	292	+34
親会社株主に帰属 する当期純利益	229	193	+36
年間配当額（円）	31	29	+2

住宅分野

- ・SE構法の性能・適用範囲の大幅アップ
- ・法改正による確認手続きの長期化

大規模木造建築（非住宅）分野

- ・SE構法の施工・受注網の拡大によりシェア率UP

環境設計分野

- ・非住宅向け省エネ認定（ZEB化）支援を強化
- ・中古マンション市場でのマーケット拡大

株主総会会場ご案内図



会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F 赤坂インターシティ コンファレンス the AIR

交通

溜池山王駅（東京メトロ銀座線、南北線9番出口から、溜池交差点を渡り右折してすぐ。14番出口は地下から直結）
国会議事堂前駅（東京メトロ千代田線、溜池山王駅地下通路に直結）
※赤坂インターシティAIRには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。